

南那須地区広域行政事務組合公式ＳＮＳ運用方針

1 趣旨

本方針は、民間企業が提供するＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した適正な情報受発信を目的とし、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が開設する各種公式ＳＮＳの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 ＳＮＳの定義

Facebook、Twitter 等のインターネット上のサービスを利用して情報を発信し、相互に情報のやり取りを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 運営主体及び管理者

- (1) 組合公式ＳＮＳは、別表のとおりとする。
- (2) 組合公式ＳＮＳの適正かつ円滑な運用を図るため、組合公式ＳＮＳ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (3) 運用管理者は、管理課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - ① 組合公式ＳＮＳのアカウント登録・ＩＤ・パスワードの管理に関すること。
 - ② 組合公式ＳＮＳで発信する情報の内容に関する助言。
 - ③ その他、組合公式ＳＮＳの運用に関すること。
- (4) 各所属における組合公式ＳＮＳの運用については、別に定めるものとする。

4 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために組合公式ＳＮＳのアカウント情報を組合の公式ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）上に明示する。

5 情報発信内容

組合公式ＳＮＳを活用して発信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 組合ホームページや広報こういき等で掲載する情報
- (2) 組合の取り組みや各種イベント、その他の行政情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

6 運用方針

- (1) 組合公式ＳＮＳで投稿等を発信する部署の課長等（以下「課長等」という。）が責任者となり投稿等について課長等が責任を負う。
- (2) 情報の発信時間は、原則として開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、休日に開催されるイベント等の状況・結果などについて情報発信をする場合、組合公式ＳＮＳの特性や情報発信の即時性を考慮し、課長等の判断により情報を発信することができる。

7 コメントの管理

- (1) 組合公式ＳＮＳは、専ら情報発信を行うものとし、意見及び問い合わせに対する返信等は、原則として行わない。
- (2) 発信情報に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、コメ

ントの投稿者の断りなく、非表示又は削除を行う場合がある。

- ① 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
 - ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷し又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
 - ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
 - ④ 著作権、商標権、肖像権など当組合又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動又はその他営利を目的とするもの
 - ⑥ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - ⑦ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ⑧ 虚偽若しくは事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
 - ⑨ 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
 - ⑩ 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
 - ⑪ 有害なプログラム等
 - ⑫ わいせつな表現等を含む不適切なもの
 - ⑬ 組合の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
 - ⑭ 組合の発信する内容に関係ないもの
 - ⑮ その他、組合が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- (3) 上記①～⑮に該当するコメントを投稿したユーザー又は各種SNSの利用規約に反し虚偽の個人情報の提供又は許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断したユーザーは、アカウントをブロックする場合がある。

8 著作権

組合公式SNS掲載情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は、組合又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及び組合公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載してはならない。また、「引用」などを行う際は、必ず出所を明示する。

9 ホームページ等とのリンク

組合公式SNSのリンク先は、原則として組合ホームページ及び組合公式SNS間のみとする。ただし、国・県・他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

10 運用の停止又は終了

- (1) 組合は、組合公式SNSの運用が困難になった場合には、その理由を組合ホームページに明示し、運用を停止することができる。
- (2) 組合は、前項の規定により、組合公式SNSの停止又は終了をした場合は、その旨を組合ホームページで周知するものとする。

11 運用方針の変更

- (1) 組合は、予告なく組合公式SNSの運用方針を変更し又は運用方針を見直す場合があるものとする。
- (2) 組合は、前項の規定により、運用方針を変更し又は運用方針を見直した場合は、その旨を組合ホームページで周知するものとする。

12 免責事項

- (1) 組合は、組合公式ＳＮＳ掲載情報の正確性には万全を期すが、安全性、有用性を保証するものではない。また、利用者が組合公式ＳＮＳ情報を用いて行う行為については、いかなる場合においても、一切の責任を負わない。
- (2) 組合は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

13 適用

この運用方針は、令和４年１０月３日から適用する。

別表

媒体	アカウント名	発信部署	URL
Twitter	@minaminasu_F_D	消防本部	https://twitter.com/minaminasu_F_D